

共同第26号

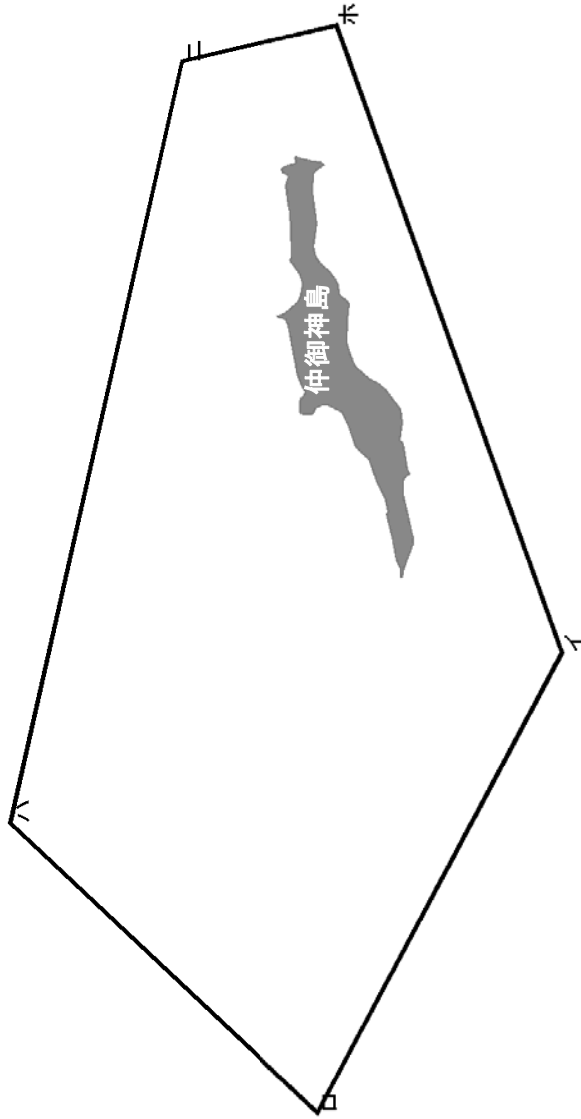
共同漁業権

仲御神島周辺を囲んだ沿岸水域

イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域

点名	緯度 度	緯度 分	経度 度	経度 分
イ	24	11.231	123	33.162
ロ	24	11.705	123	32.200
ハ	24	12.307	123	32.802
ニ	24	11.978	123	34.395
ホ	24	11.674	123	34.471

世界測地系



0 725m

漁場番号 共同第26号

漁業権者 八重山漁業協同組合

漁業種類 第一種共同漁業

漁業の名称 イセエビ漁業 7月1日から翌年3月31日まで

及び時期 ナマコ漁業 1月1日から12月31日まで

タカセガイ漁業 1月1日から12月31日まで

ヤコウガイ漁業 1月1日から12月31日まで

サザエ漁業 1月1日から12月31日まで

漁業種類 第二種共同漁業

漁業の名称

及び時期

漁場の位置 仲御神島周辺を囲んだ沿岸水域

漁場の区域 イ、ロ、ハ、ニ、ホ、イの各点を順次結んだ線及び最大高潮時海岸線（ただし、河川部分については第1橋梁の上流端の線）により囲まれた区域

点名	北緯（度・分）	東経（度・分）	北緯（度・分・秒）	東経（度・分・秒）
イ	24° 11.231′	123° 33.162′	24° 11′ 13.9″	123° 33′ 9.7″
ロ	24° 11.705′	123° 32.200′	24° 11′ 42.3″	123° 32′ 12.0″
ハ	24° 12.307′	123° 32.802′	24° 12′ 18.4″	123° 32′ 48.1″
ニ	24° 11.978′	123° 34.395′	24° 11′ 58.7″	123° 34′ 23.7″
ホ	24° 11.674′	123° 34.471′	24° 11′ 40.4″	123° 34′ 28.3″

制限又は条件 国又は地方公共団体が空港、港湾、河川、海岸、道路等の公共又は公共事業のために実施する調査及び事業の施行については、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

錨地及び船舶交通がふくそうする水域内においては、漁具を固定してする漁業を営んではならない。

関係地区 石垣市及び竹富町